

鳥取県立学校体育施設開放について

本校北体育館（通称「小体育館」）を一般開放しています。使用するためには、団体登録が必要です。登録は1年度ごととします。

ついては、令和6年度の団体登録を下記のとおり受け付けますので、使用希望の団体は米子南高校まで連絡してください（電話：0859-33-1641）。

記

- 1 提出書類 鳥取県立学校体育施設使用団体届出書
- 2 申込期間 令和6年2月19日（月）から2月29日（木）の
午前9時～午後4時30分
※2月23日（金）は祝日休業日、24日（土）、25日（日）は週休日のため
受け付けません。
※7団体以上の応募があった場合は、使用する曜日等についても抽選となります。
- 3 諸 注 意
 - （1）使用方法 使用日（前日可。使用日が週休日や祝日の場合はその前の学校営業日）の学校営業時間内（午前8時30分～午後5時）に鍵の入ったファイルを取りに来てください。使用後は使用簿に記入し、ファイルごと玄関横のポストへ返却してください。
 - （2）使用時間 1団体週1回。午後8時から午後10時までの希望の時間。
 - （3）使用料金 照明料として1時間につき300円
 - （4）納入方法 3ヶ月ごと（7、10、1、4月）に郵送する納入通知書により、納入期限内に銀行窓口で納入してください。
 - （5）そ の 他 競技によっては使用できない場合があります。詳細はお問い合わせください。